

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

■特定教育・保育施設

従うべき 又は参酌 すべき基	項目		内容	
従う	利用定員に関する基準	利用定員	①特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る）は、その利用定員の数を20人以上とする。 ②以下の施設区分に応じ、認定区分ごとの利用定員を定める。 ただし、3号認定子どもについては、満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分して定める。 1 認定こども園 1号・2号・3号の区分 2 幼稚園 1号区分 3 保育所 2号・3号区分	
従う	運営に関する基準	内容説明及び手続きの同意	①利用申込者に、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。	
参酌			②利用申込者からの申し出があった場合、文書交付に代えて、利用申込者の承諾を得て重要事項を電子情報処理組織を利用する方法等により提供することができる。	
従う		利用申込みに対する正当な理由の提供拒否の禁止等	①利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ②特定教育・保育施設（幼稚園又は認定こども園に限る）は、利用申込みの1号認定子どもの数及び現に利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合は、抽選、申込み順、設置者の教育・保育理念、基本方針等による選考その他公正な方法により選考しなければならない。 ③特定教育・保育施設（保育所又は認定こども園に限る）は、利用申込みの2号又は3号認定子どもの数及び現に利用している2号又は3号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。 ④②③については、選考方法をあらかじめ明示した上で、選考を行わなければならない。 ⑤自ら適切な教育・保育を提供困難の場合は、他の施設又は事業を紹介するなど適切な措置を講じなければならない。	
参酌			に及ん、あつせ 協対び、調 力す要請 る調整	①市町村が行うあつせん及び要請に対し、できるだけ協力しなければならない。 ②特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る）は、2号又は3号子どもに係る市町村の調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
従う			格受給資 確等給の 認の資	①特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定証により、支給認定の有無、区分、有効期間、保育必要量等を確認する。
参酌		係の支 る申給 援請認 助に定	①支給認定を受けてない保護者からの利用申込みがあった場合は、速やかに申請が行われるよう援助を行わなければならない。 ②認定の変更の申請が、受けている支給認定の満了日30日前には行われるよう援助を行わなければならない。	
参酌		況心 握等身 のの 把状	①子どもの心身の状況、置かれている環境、その他利用状況等の把握に努めなければならない。	
参酌		と小 の学 連校 携等	①特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育の円滑な接続に資するよう、子どもの情報提供その他関係機関との密接な連携に努めなければならない。	
参酌	の育教 の記 録の 提保	①特定教育・保育の提供日、内容等を記録しなければならない。		

■特定地域型保育事業

従うべき 又は参酌 すべき基	項目		内容	
従う	利用定員に関する基準	利用定員	①特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業は1人以上5人以下 小規模保育事業A型・B型は6人以上19人以下、C型は6人以上10人以下 居宅訪問型保育事業は1人 の利用定員とする。 ②地域型保育の種類及び事業所ごとに、利用定員を3号認定子どもの満1歳に満たない子どもと満1歳以上の子どもに区分して定める。	
従う	運営に関する基準	内容説明及び手続きの同意	①利用申込者に、運営規程の概要、 連携施設の種類の名称、連携協力の概要 、職員の勤務体制、利用者負担その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。	
参酌			特定教育・保育施設と同じ	
従う		利用申込みに対する正当な理由の提供拒否の禁止等	①利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。 ②利用申込みの3号認定子どもの数及び現に利用している3号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合は、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとする。 ③②については、選考方法をあらかじめ明示した上で、選考を行わなければならない。 ④提供体制の確保や自ら適切な教育・保育を提供困難の場合は、 連携施設 その他の施設又は事業を紹介するなど適切な措置を講じなければならない。	
参酌			に及ん、あつせ 協対び、調 力す要請 る調整	①市町村が行うあつせん及び要請に対し、できるだけ協力しなければならない。 ②3号子どもに係る市町村の調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
従う			格受給資 確等給の 認の資	特定教育・保育施設と同じ
参酌		係の支 る申給 援請認 助に定	特定教育・保育施設と同じ	
参酌		況心 握等身 のの 把状	①子どもの心身の状況、置かれている環境、その他利用状況等の把握に努めなければならない。	
参酌		と小 の学 連校 携等	特定教育・保育施設と同じ	
参酌	の育教 の記 録の 提保	特定教育・保育施設と同じ		

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

■特定教育・保育施設

従うべき 又は参酌 すべき基	項目	内容
従う	利用者負担額等の受領	①支給認定保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から特定教育・保育費用基準額の支払を受けるものとする。 ③質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、支給認定保護者から受けることができる。 ④次の費用を支給認定保護者から受けることができる ・日用品等物品の購入 ・行事参加費 ・食事の提供費用 など ⑤①～④を受けた場合は領収証を交付しなければならない。 ⑥③④の支払を求める場合は、金銭の用途及び額並びに理由について書面で明らかにし、文書で同意を得なければならない。ただし、④については文書を要しない。
参酌	運営に関する基準 係費施設等の型給額等に付	①施設型給付費を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該施設型給付費の額を通知しなければならない。 ②法定代理受領を行わない支払を受けた場合は、教育・保育の内容、費用等を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。
従う	特定取扱育方・針保育の	①施設の区分に応じて特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 1 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領 2 認定こども園 幼稚園教育要領及び保育指針 3 幼稚園 幼稚園教育要領 4 保育所 保育指針 ②①～2については、上記のほか幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。
参酌	保育特定教育に関する評価等	①自ら質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。 ②利用者その他の関係者による評価又は外部者の評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るように努めなければならない。
参酌	相談援助及び	①支給認定子ども又は保護者の相談に適切に応じ、必要な助言その他援助を行わなければならない。
参酌	緊急時等の対応	①職員は、子どもに体調の急変が生じた場合等は保護者又は医療機関への連絡等必要な措置を講じなければならない。

■特定地域型保育事業

従うべき 又は参酌 すべき基	項目	内容
従う	特定教育・保育施設等との連携	①以下の事項に係る連携協力を行う特定教育・保育施設（連携施設）を確保しなければならない。 1 集団保育の体験の機会の設定、相談、助言その他保育内容に関する支援 2 代替保育の提供 3 保育提供の終了に際し、引き続き受け入れ ②居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の乳幼児に対する保育を行う場合は、連携する障害児入所支援施設その他市町村の指定する施設を確保しなければならない。 ③事業所内保育事業を行う者で、利用定員が20人以上のものは、①-1. 2に係る連携協力を求めることを要しない。 ④保育提供の終了に際して、円滑な接続に資するよう、子どもの情報提供その他関係機関との密接な連携に努めなければならない。
参酌	利用者負担額等の受領	①支給認定保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。 ②法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から特定地域型保育費用基準額の支払を受けるものとする。 ③質の向上を図る上で特に必要と認められる対価について、支給認定保護者から受けることができる。 ④次の費用を支給認定保護者から受けることができる ・日用品等物品の購入 ・行事参加費 など ⑤①～④を受けた場合は領収証を交付しなければならない。 ⑥③④の支払を求める場合は、金銭の用途及び額並びに理由について書面で明らかにし、文書で同意を得なければならない。ただし、④については文書を要しない。
参酌	運営に関する基準 係費施設等の型給額等に付	特定教育・保育施設と同じ
従う	特定取扱地域型針保育の	①保育指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して適切に行わなければならない。
参酌	保育特定地域型に関する評価等	①自ら質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。 ②定期的に外部者の評価を受けて、結果を公表し、常に改善を図るように努めなければならない。
参酌	相談援助及び	特定教育・保育施設と同じ
参酌	緊急時等の対応	特定教育・保育施設と同じ

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

■特定教育・保育施設

従うべき 又は参酌 すべき基	項目	内容
参酌	町者支 村に給 へ関認 のす定 通る保 知市護	①支給認定保護者が、偽り等不正な行為によって給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知しなければならない。
参酌	運 営 規 程	①運営規程を定めておかなければならない。 1 施設の目的及び運営の方針 2 提供する特定教育・保育の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 5 利用者負担その他の費用の種類、その理由及び額 6 施設ごと認定区分ごとの利用定員 7 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他運営に関する重要事項
参酌	制 勤 等 務 確 体	①職員の勤務体制を定めておかなければならない。 ②当該職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。 ③研修の機会を確保しなければならない。
参酌	定 員 の 遵 守	①利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。
参酌	掲 示	①見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他重要事項を掲示しなければならない。
従う	も 支 り 給 扱 認 う 平 原 定 則 子 に ど 取	①支給認定子どもを差別的取り扱いをしてはならない。
従う	の 虐 禁 待 止 等	①職員は、支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
従う	濫 懲 用 戒 禁 限 止 の 係	①管理者は、懲戒に関し身体的苦痛を与える等その権限を濫用してはならない。
従う	秘 密 保 持 等	①職員及び管理者は、秘密を漏らしてはならない。 ②職員であったものが秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならない。 ③小学校等関係機関に対して情報提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。
参酌	提 情 供 報 等 の	①適切に支給認定保護者が選択できるように、提供する教育・保育の内容の情報提供を行うよう努めなければならない。 ②広告する場合において、虚偽のもの誇大なものとしてはならない。
参酌	等 利 の 益 禁 供 止 与	①利用者支援事業等の職員に対し、当該特定教育・保育施設を紹介することの対償として利益供与してはならない。 ②特定教育・保育施設は、利用者支援事業等の職員から、子ども又は家族を紹介することの対償として利益を収受してはならない。
参酌	苦 情 解 決	①苦情に対応するために窓口を設置する等必要な措置を講じなければならない。 ②苦情の内容等を記録しなければならない。 ③苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。 ④市町村が行う指示の命令や検査等に応じ、苦情の調査に協力するとともに、市町村からの指導、助言に従って必要な改善を行わなければならない。 ⑤市町村の求めがあった場合は、改善の内容を報告しなければならない。

■特定地域型保育事業

従うべき 又は参酌 すべき基	項目	内容
参酌	町者支 村に給 へ関認 のす定 通る保 知市護	特定教育・保育施設と同じ
参酌	運 営 規 程	①運営規程を定めておかなければならない。 1 事業の目的及び運営の方針 2 提供する地域型保育の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日 5 利用者負担その他の費用の種類、その理由及び額 6 利用定員 7 利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 その他運営に関する重要事項
参酌	制 勤 等 務 確 体	①職員の勤務体制を定めておかなければならない。 ②当該職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。 ③研修の機会を確保しなければならない。
参酌	定 員 の 遵 守	①利用定員を超えて特定地域型保育の提供を行ってはならない。
参酌	掲 示	特定教育・保育施設と同じ
従う	も 支 り 給 扱 認 う 平 原 定 則 子 に ど 取	特定教育・保育施設と同じ
従う	の 虐 禁 待 止 等	特定教育・保育施設と同じ
従う	濫 懲 用 戒 禁 限 止 の 係	特定教育・保育施設と同じ
従う	秘 密 保 持 等	特定教育・保育施設と同じ
参酌	提 情 供 報 等 の	特定教育・保育施設と同じ
参酌	等 利 の 益 禁 供 止 与	特定教育・保育施設と同じ
参酌	苦 情 解 決	特定教育・保育施設と同じ

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（案）

■特定教育・保育施設

従うべき 又は参酌 すべき基	項目		内容
参酌		地域との 連携等	①その運営にあたっては、地域との交流に努めなければならない。
従う	運営に 関する 基準	事故 発生時 の防止 及び 対応	①事故の発生又は再発防止のため、次の措置を講じなければならない。 1 事故発生時の対応、事故発生防止のための指針を整備 2 事故発生時等の報告、改善策を職員に周知徹底する体制整備 3 事故発生防止のための委員会及び職員研修の定期実施 ②事故発生時は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 ③事故の状況、その処置について記録しなければならない。 ④賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
参酌		会計の 区分	①特定教育・保育の事業の会計を他と区分しなければならない。
参酌		記録の 整備	①職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ②次の記録を整備し、5年間保存しなければならない。 1 特定教育・保育の提供に当たった計画 2 提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 3 偽りその他不正行為による支給に関する市町村への通知にかかる記録 4 苦情の内容等の記録 5 事故の状況及び処置についての記録
従う		特別 利用 保育の 基準	①特定教育・保育施設(保育所に限る)が、特別利用保育を提供する場合は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守しなければならない。 ②特定教育・保育施設が、特別利用保育を提供する場合は、1号認定子どもの数及び利用中の2号認定子どもの総数が、当該施設の利用定員の数を超えないものとする。 ③特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合は、前項までの規定を適用する。(一部除く項目あり)
従う		特別 利用 教育の 基準	①特定教育・保育施設(幼稚園に限る)が、特別利用教育を提供する場合は、学校教育法に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準を遵守しなければならない。 ②特定教育・保育施設が、特別利用教育を提供する場合は、2号認定子どもの数及び利用中の1号認定子どもの総数が、当該施設の利用定員の数を超えないものとする。 ③特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合は、前項までの規定を適用する。(一部除く項目あり)

■特定地域型保育事業

従うべき 又は参酌 すべき基	項目		内容
参酌		地域との 連携等	特定教育・保育施設と同じ
従う	運営に 関する 基準	事故 発生時 の防止 及び 対応	特定教育・保育施設と同じ
参酌		会計の 区分	特定教育・保育施設と同じ
参酌		記録の 整備	①職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。 ②次の記録を整備し、5年間保存しなければならない。 1 特定地域型保育の提供に当たった計画 2 提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 3 偽りその他不正行為による支給に関する市町村への通知にかかる記録 4 苦情の内容等の記録 5 事故の状況及び処置についての記録
従う		特別 利用 地域 型 基準	①1号認定子どもに対し、特別利用地域型保育を提供する場合は、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ②特別利用地域型保育を提供する場合は、1号認定子どもの数及び利用中の3号認定子どもの総数が、当該施設の利用定員の数を超えないものとする。 ③特別利用地域型保育を提供する場合は、前項までの規定を適用する。(一部除く項目あり)
従う		特定 利用 地域 型 基準	①2号認定子どもに対し、特定利用地域型保育を提供する場合は、地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 ②特定利用地域型保育を提供する場合は、2号認定子どもの数及び利用中の3号認定子どもの総数が、当該施設の利用定員の数を超えないものとする。 ③特定利用地域型保育を提供する場合は、前項までの規定を適用する。(一部除く項目あり)

※1号…満3歳以上の小学校就学前子ども
(2号に該当するものを除く)

2号…満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育をうけることが困難であるもの

3号…満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの